

NORMA

ノーマ No.340

社協情報

9

2020

SEPTEMBER

SPECIAL REPORT

特集

P.2

令和2年度赤い羽根共同募金運動の実施について
（コロナ禍における共同募金の役割発揮に向けて）

P.6 ● 地域づくりのいろは [第5回]

情報共有のための地域の会議体

東京都立大学人文社会学部 准教授 室田 信一氏

P.8 ● 社協活動最前線

雲南市社会福祉協議会（島根県）

市内のすべての社会福祉法人と連携・協働し

地域生活課題解決に取り組む「雲南市社会福祉法人連絡会」

P.10 ● ジモトでつながる災害ボラセン [第5回]

平時のつながりから生まれた震災直後のさまざまな支援（茨木市社会福祉協議会）

P.12 ● とともに歩もう！ 社会福祉法人 [第5回]

社会福祉法人山路福祉会業務執行理事 特別養護老人ホーム山路園施設長

澤村 安由里氏

令和2年度 赤い羽根共同募金運動の 実施について

～コロナ禍における共同募金の役割発揮に向けて～

本年度も10月1日から共同募金運動が開始される。新型コロナウイルス感染症により、対面での接触の機会を減らすことが求められるなか、共同募金運動も従来通りの展開は難しく、大きな影響を受けている。

一方で、コロナ禍の今だからこそ、地域生活課題に応え、共同募金として役割を発揮することが求められる。

本特集では、事例も踏まえながら令和2年度の共同募金運動の取り組みについて考える。

共同募金運動は、住民相互のたすけあいを基調とし、地域福祉の推進を目的として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、自ら地域をつくっていく住民の多様な活動を財源面から支援する重要な役割を果たしている。

本年度は、新型コロナウイルス感染症により、対面での接触の機会を減らすことが求められるなか、地域福祉・ボランティア活動は制限を余儀なくされ、共同募金運動も大きな影響を受けている。しかし、地域福祉活動のための重要な民間資金を確保するとともに、コロナ禍により顕在化した新たな地域生活課題への対応のためにも、感染拡大に配慮しつつ、可能な限り従来同様の募金額を確保することが必要である。

また、コロナ禍をきっかけとして、高齢者や障害者、子ども、生活困窮者等への支援の必要性について社会的な関心も高まっており、今この時期だからこそ、地域のつながりづくりの重要性を広く住民に訴え、共感を得られるような共同募金運動を展開する必要がある。

そこで本特集では、本会が都道府県・指定都市社会福祉協議会宛に発出した「令和2年度赤い羽根共同募金運動の実施について」(令和2年9月3日付全社地発第188号)におけるポイントを整理するとともに、青森県共同募金会と下関市共同募金委員会の二つの実践事例もあわせて紹介する。

1 コロナ禍に対応した今年度助成事業・活動の組み換え

令和元年度に決定し、今年度実施する事業・活動については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、柔軟に組み換えを行うことができる。非接触型の活動における工夫等の情報発信を助成先団体に丁寧に行うことも重要である。

昨年度決定された事業の多くは、今年度内に計画通りの実施が難しいことが予想される。このため、コロナ禍における事業・活動を安全かつ効果的に実施するため、事業内容および方法等について柔軟に見直す必要がある。

中央共同募金会は、「令和2年度共

同募金運動推進にあたっての主な論点と取組事項(第1次)」「令和2年6月15日)において、令和元年度助成決定事業に関しては、「事業内容変更、コロナ状況に対応した事業の形態変更、実施期間の年度内延長に対してはできるだけ柔軟に対応する」としているので、

コロナ禍において、社会のなかでもとりわけ深刻な影響を受けている高齢者や障害者、子ども、生活困窮者等への支援の必要性や支え合い・つながりの重要性が改めて認識されている。

こうした新たに顕在化した地域生活課題への支援活動を財源面でサポートするため、従来同様の募金額を確保することが求められる。

また、すでに、コロナ禍のなかでもつながりを絶やさないためのさまざまな地域福祉・ボランティア活動、生活困窮者への新たな支援の取り組み等が

各地で始まっている。こうした事業・活動の状況を地域住民に積極的に周知し、10月からの共同募金運動につなげることが重要である。

募金に当たっては、中央共同募金会が策定した「募金活動実施にあたっての衛生配慮にかかるガイドライン」にしたがい、募金活動に関わる募金ボランティア、職員等の感染防止に努める。

あわせて、「with コロナ状況下の募金活動に関するヒント集」も活用し、従来の募金手法とともに新たな手法の導入やこれまでの寄付者に加え新たな

中央共同募金会と都道府県共同募金会では、人とのつながりや支援を切らさないことを目的として「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」(以下、全国キャンペーン)を行うなど、積極的な活動を展開している。コロナ禍によりさまざまな地域生活課題が発生しているなか、地域での支え合いの輪を広げ課題の解決につなげるためには、地域福祉財源としての共同募金のさらなる運動推進が求められている。

2

コロナ禍における共同募金の対応と そのための寄付の重要性の発信

助成先団体に対してもその旨を丁寧に周知し、実施内容・方法等の見直しを働きかけていただきたい。

その際には、できるだけ接触を避けて実施できる活動の工夫や感染防止策等について情報提供することも有効である。本会では本年5月から「未来の豊かな『つながり』のための全国アクション」を展開しており、コロナ禍で

の地域福祉・ボランティア活動のさまざまな工夫事例を収集し専用ホームページに掲載している。また、本年7月に「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方」をとりまとめたので参考にさせていただきたい。

【ヒント集抜粋】

with コロナ時代の視点

—こんな時代だからこそ伝えよう—

アプローチ例

働きかけ先	内 容	場 面
地元商店街 事業所 等	日頃からつきあいのある企業にコロナ状況下の福祉活動支援の重要性を訴える。「地域を元気にしたい」という思いは、地元の企業や商店街も同じと考えられるので、例年とは違う形でも応援いただける方法がないか一緒に考えてみる。	法人募金や職員募金が難しくても寄付付き商品を実施することはできないか相談してみる。事務所やお店にポスターを貼っていただくだけでも運動参加の一つとなる。
助成先の活動団体	共同募金の助成の良さや、いま必要な活動（ニーズ）について聞いてみる。また、団体のHPやSNSで共同募金のPRをしてもらう。赤い羽根の良さを知っている身近な理解者は、助成先の団体。	募金チラシや広報紙において、コロナ状況下で必要な活動（＝共同募金の必要性）を伝える。
商工会議所 青年会議所 等	全国キャンペーンへの協力の御礼とともに、10月1日からの依頼をする。	御礼とともに、共同募金への協力
運営委員 理事・評議員 等	現職先団体（商工会議所等）への協力依頼、相談。コロナ状況下でも、好況な企業があるかもしれない。	新たな寄付依頼先がないか相談してみる。
個人寄付者	過去寄付をしてくださった方へ呼びかける。寄付者名簿の整理をする。コロナ状況下において「何かをしたい」と考えている人は意外と多い。	DMの送付やメルマガリストで寄付の呼びかけをする。

寄付者へのアプローチにも積極的に取り組んでいただきたい。

with コロナ状況下の募金活動に関するヒント集

令和2年8月13日
中央共同募金会

- 新型コロナウイルスの影響により、人と人とのつながりを大切にしたい地域福祉活動のしづらさに、多くの地域で戸惑い悩まれていることとします。共同募金運動においても、「こんな時に募金活動なんて…」という不安や心配の声があるのは確かです。
- しかしながら、「こんな時だからこそ、さまざまな場面でつながり続けることが必要であり、このような活動を応援する助成を通じ、共同募金の重要性を関係者一同で発信していくことが何よりも大切です。」
- 新型コロナウイルスの影響が懸念され始めた当初から、中央共同募金会および都道府県共同募金会では「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」に取り組み、つながりつづけるための支援をいち早く行ってきました。
- また、令和2年度は全国共通助成テーマ「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を設定し、より多くの人の共感を得ながら、あらゆる機会に運動参加の場や機会を広げることに努めたいと考えています。
- 本紙は令和2年度の共同募金運動を積極的に進めていくための強みを示したうえで、活用が期待できる募金手法や広報ツールに関する情報を改めて整理したものです。
- このヒント集を通じ、各地で試行的な実践が取り組み、前向きな運動が展開されることを期待します。新たなアイデアについては、今後も募集していくこととしています。

● も く じ ●

1. with コロナ時代の視点—こんな時代だからこそ伝えよう— ……P2
(1)今年度運動の強みとなる取り組み事項
(2)アプローチ例
2. 活用が期待できる募金手法 ……P4
(1)中央共同募金会の運営等によるシステム
(2)各都道府県・市区町村により企画されるもの
3. 広報について ……P6
4. 参考資料一覧 ……P7

3 コロナ対応を前面に打ち出した 歳末たすけあい運動の展開および テーマ型募金運動の実施

社会的孤立や経済的困窮等の今日的な課題を抱える人を支援することを目的とする歳末たすけあい運動や、特定のテーマを設定して寄付を募り課題解決を図っていくテーマ型募金についても、コロナ禍での対応を念頭に置いて活動を行っていくことが重要である。

本年度は、歳末たすけあい運動についてもコロナ禍への対応を前面に打ち出し、減収や失業等による生活困窮者や社会的孤立の課題への取り組みを重点として運動を展開することが有効と考えられる（今年度の「地域歳末たすけあい運動実施要項」は10月中旬を目途に都道府県・指定都市社協宛に発出

予定）。さらに、1～3月に取り組まれているテーマ型募金運動についても、コロナ禍による地域の課題の解決をテーマに掲げ、今だからこそ必要とされる事業・活動に助成することで共感を広げ、共同募金運動全体の活性化の契機とすることが必要である。

事例① コロナ禍における緊急助成実施と 共同募金運動への相乗効果

（青森県共同募金会）

青森県共同募金会（以下、青森県共募）では、4月10日より緊急配分金事業として「地域で支えよう」新型コロナウィルス感染症対策緊急支援活動助成事業」を立ち上げた。これは、5月8日より全国の都道府県共同募金会で開始した全国キャンペーンに先立ったものである。助成公募開始とあわせて、地元企業・団体等からの寄付金受付

を始め、5月以降は全国キャンペーンとして、中央共同募金会受付分の寄付が全国の都道府県共募に助成原資として送金される仕組みが整い、現在も公募助成を継続している（表）。緊急事態宣言下では、地域福祉活動がしづらい状況であったが、青森県共募では、6月上旬より市町村共同募金委員会（社協）への訪問を始めた。今

年度の共同募金助成事業実施に関する不安の声が寄せられていたこともあり、「コロナ禍で必要とされる支援活動は何か」「どのような工夫ができるか」をともに考えた。緊急性があるものに關しては全国キャンペーン助成金の活用を勧めた。

例えば、六戸町社会福祉協議会（以下、町社協）では、町内の母子寡婦福祉会が数年前に解散していたことにより、ひとり親家庭を把握する仕組みがないことが課題であったことから、全国キャンペーン助成金を活用し、食料給付事業の実施を通じてニーズの把握を試みることにした。町社協担当者は、町内の学校・保育園に対象者数を聞いたうえで、チラシによる周知を行った。当初は15世帯程度と予想していたが、実際には24世帯の申請があった。想定を上回った数であったが、地元スーパの協力もあり希望者全世帯へ食料を配布するとともに、アンケート調査も行った。町社協では、事業の成果とアンケート調査結果を踏まえて、本事業の必要性を強く感じたことから、9月中旬に2回目の事業を実施する予定である。

- ①事業団体やボランティアの意識向上……コロナ禍での小地域活動やその必要性により、事業団体やボランティアの意識向上が見られる。これにより、小地域活動を応援する10月からの募金運動への理解も進み、さらなる戸別募金の確保が期待される。
- ②新たなネットワークづくり……臨時休校措置により、子ども食堂や学習支援系の活動をする約15団体と連携する機会になった。
- ③コロナ禍における柔軟な対応と周知……今年度実施事業の組み換えや次年度以降のまちづくり、コロナにおける活動を検討する契機になる。

表 青森県共同募金会の助成実施状況（8月決定分まで）

区分	※第1回	※第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	計
応募開始	4月13日	4月25日	5月22日	6月5日	6月19日	7月1日	
助成決定	4月28日	5月12日	5月28日	6月11日	6月25日	8月7日	
決定件数	5件	5件	4件	2件	2件	12件	30件
決定額	630,000円	470,000円	380,000円	400,000円	150,000円	2,610,000円	4,640,000円

※青森県共募の緊急配分金事業として開始。

事例②

共同募金運動と地域づくりの展開を
見すえた全国キャンペーンの活用

(下関市共同募金委員会)

市社協が事務局を担う下関市共同募金委員会では、中央共同募金会と山口県共同募金会が全国キャンペーンを協働で実施することを受け、下関市内にも助成のテーマに合致するニーズが地域にあるのではないかと考えた。そこで、下関市共同募金委員会では、市社協ボランティアセンターが市民向けに配信しているボランティア福祉情報メール「ボラメル」を活用し、全国キャンペーンの助成情報をすぐに周知することにした。

ボラメルを見たボランティアが下関市立大学（以下、市立大学）の学生に全国キャンペーンの情報を提供したところ、学生からコロナ禍でアルバイトがなくなり生活に困っている学生のために、助成金を活用した支援活動ができないかという相談が入った。相談を受けた共同募金委員会担当の谷村鴻文さんと、圏域の生活支援コーディネーターは、全国キャンペーンをただ利用するだけではなく、大学生と地域とのその後のつながりや、今後の地域づくりや地域福祉財源としての共同募金運動の周知といった点も見すえて活用することを考え、学生の相談の解決に向けて地域の関係者も巻き込むことにした。

まず、市立大学のOBが会長を務める山の田地区の地区社協に相談することにした。山の田地区社協としては、同じ地域に暮らす住民として助けたいとは思うが、協力するためには、どれくらいの学生がどのような点で困っているのか具体的な形で見えないと動きづらい状況があった。そこで、市立大学の学生を対象に、コロナ禍における生活実態を把握するためのアンケート調査を実施した。短期間でアンケートの実施・集計を行う必要があったため、学生からの提案もあり、調査にはGoogleフォームを活用した。210名の大学生から回答があり、「コロナウイルス（COVID-19）の影響で困っていることはありますか」との問いに対して「ある」と回答した学生は167名、また、「コロナウイルスの影響を受ける以前と比べてアルバイト収入、仕送りは変わりましたか」との問いに「減った」と回答した学生は143名にも上り、大学生の厳しい生活実態が明らかとなった。

この結果をもとに、最初に相談に来た学生や谷村さん、圏域の生活支援コーディネーターで再度山の田地区社協を訪問し、学生自らアンケートの結果を報告した。報告を受け、山の田地

区社協は、近隣の地区社協も巻き込む形で「困っている市大生を助けたい地域住民有志の会」（以下、有志の会）を発足させた。この有志の会が全国キャンペーンの助成申請団体として、学生に支援物資を届けるという内容で応募することになった。支援物資の身については、アンケートをもとに決定するなど学生のニーズに沿ったものにするとともに、有志の会の働きかけもあり、スーパーマーケットという地域資源も巻き込んだ形での支援が行われることとなった。

6月5日に山口県共同募金会が助成先を決定し、有志の会も助成を受けることになった。こうして全国キャンペーンを活用した支援が展開されたが、谷村さんは、「全国キャンペーンを活用しつつも、そこに地域の関係者をいかに巻き込み、その先にある地域づくりや地域福祉財源としての共同募金運動の理解・普及を見すえていくことが重要

ではないかと考えました」と語る。さらに、その後、有志の会では、引き続き生活に困った学生を支援しようという機運が高まり、全国キャンペーンとは別に各自自治会に働きかけ、地域住民から寄付を募る活動を展開し、100万円を超える寄付を集めて市立大学に寄付するなど、その後の地域の支え合いの輪が広がりをを見せているという。



学生に支援物資を手渡す様子

地域づくりのいろは



情報共有のための地域の会議体

東京都立大学人文社会学部 准教授 室田 信一

情報化社会と共有されにくい情報

ありとあらゆる情報がインターネットを介して容易に手に入る今日、その一方で同じアパートに住んでいる隣の人の顔と名前も知らないということは珍しくありません。情報化社会は、アクセス可能な情報がその人の生活を規定するという側面をもっています。上記の例でいえば、生活に困った時に、近隣の人に相談するよりもインターネットを介して福祉サービスの情報を得たり、相談窓口を調べたりする方がより「身近」な方法として選択されます。個人のプライバシーが守られるという観点からも、インターネット上の匿名化されたやりとりの方が好まれる傾向があります。

一方で、インターネットでは到底得ることができない情報や、行政では把握できない情報が地域にはたくさんあ

ります。例えば、「〇丁目の山田さんがぎっくり腰で動けなくなっている」という情報や、「△丁目の佐藤さんは、住民票では親子で暮らしていることになっていけるけれど、実際には高齢の父親が一人で暮らしている」というような情報です。こうした情報は、個人情報にあたり、通常であれば本人たち以外は知り得ない情報ですが、そのような情報が共有される仕組みがある地域は、その本人に何かあった時すぐに支援に結びつけることができます。

個人情報取扱われるため、前提として、守秘義務が守られることや、個人の不利益にならないように配慮されることが必要なことはいくつでもありません。そのうえで、地域の関係者が情報を共有する仕組みを構築することは、個人のつながりが希薄化する現代社会において大きな意味をもちます。

包括的支援体制と地域の会議体

令和元年度に開催された厚生労働省の地域共生社会推進検討会では、包括的支援体制を議論する過程で「断らない相談支援」という表現が用いられました。そのような相談支援は、第一に、タテ割りの制度の壁を超えて、属性や世代を問わない、制度の狭間にも対応する相談を受け止めることと、第二に、受け止めた相談を専門的な対応につなげるための多機関による協働がコーディネートされていること、そして第三に、伴走支援といわれるようなアウトリーチが実施されることによって達成されるものと考えられています。

包括的支援体制の設計は自治体ごとに異なります。その自治体の規模や、相談窓口の設置状況、行政内部の組織構造などの条件によって各自自治体にあった体制が築かれますが、それらに加えて欠かすことができない条件として、地域における相談体制の整備状況があります。冒頭で書いたような個人の生活に関わる情報を、地域の関係者や専門機関が把握できるような会議が開かれていることは包括的支援体制の質を大きく左右します。

地域の会議体にはさまざまなカタチがあります。今号は、神奈川県・茅ヶ崎市社協によるコーディネート配置事業と、東京都・調布市社協による富士見子ども連絡会の事例を参考に、包括的支援体制における地域の会議体について考えてみたいと思います。

コーディネート配置事業 (茅ヶ崎市社協)

人口約24万人の茅ヶ崎市では、市内を13の地区に分けて、地域包括支援センターや民生委員・児童委員、地区社協などがその地区を単位に活動しています。その地区社協の活動として平成15年以降、地区ボランティアセンター（地区ボラセン）の設置が推進されてきました。茅ヶ崎市の地区ボラセンは地区の住民同士の助け合いが主な活動で、30分あたり200円程度でゴミ出しや草取りなどの生活支援サービスが提供されています。

コーディネート配置事業とは、平成23年以降、新たに開始された事業です。地域住民が、地区ボラセンの活動などを通して、生活上の困難を抱えている人に出会ったり、そうした情報を耳にしたりした時に、また、専門家が地域の人の協力を得たい支援を抱えている時などに、その情報をお互いに共有し、対応方法を一緒に考えられるようなチームを地区につくっています。そのチームは「地区支援チーム」と呼ばれ、3種のコーディネートから構成されます。第1に茅ヶ崎市社協の地区担当職員です。第2に地区ごとに設置された福祉相談室の福祉相談支援員です（茅ヶ崎市では各地区に設置された地域包括支援センター内に社会福祉士を追加で配置して、総合相談を受け付ける窓口を福祉相談室と呼んでいます）。そして第3は地区ボラセンの地



3種のコーディネーターで構成される「地区支援チーム」
(茅ヶ崎市社協)

区活動コーディネーターです(地区ボラセンの活動をコーディネーターする地域住民で、地区によって2名から14名が担当しています)。地区支援チームは月に1回会議を開催して、情報を共有します。会議には3種のコーディネーターのほかに、民生委員・児童委員や市の職員、地区社協の会長などが参加しますが、構成員は地区ごとに異なります。会議では情報共有のほかに、事例検討や新たな取り組みの検討なども行われ、地域の相談支援体制における地域住民と専門家の協働関係が構築されています。

この会議体ができてから、地区活動コーディネーターは、地域の気になる情報を安全に専門家と共有し、検討する場所ができて、悩むことが少なくなりました。また、情報共有する場所ができたことにより、これまで以上に地域住民の異変などに気づきやすくなったということです。コーディネーター配置事業は現在13地区中6地区で実施されています。今後、徐々に活動地区を増やしていく計画ですが、社協や行政主導で設置するのではなく、あくまでも地域住民の主体性を尊重しながら実施している点がポイントといえます。

富士見子ども連絡会 (調布市社協)

富士見子ども連絡会は調布市内の一つの小学校区を中心に活動する子ども支援関係者によって構成される会議体です。調布市は人口約23万人で、市内を8つの圏域に分割して、各地域に専従のコミュニティソーシャルワーカー(調布市社協が受託)を配置しています。

富士見子ども連絡会発足のきっかけは、一人のコミュニティソーシャルワーカーが地域で活動する民生委員・児童委員から、「子どもを支援する機関やボランティア団体がいくつかあるが、横のつながりが薄く、子どもたちのことや地域の課題などの話を各機関が集まって話をする場がない。各機関・団体同士が横のつながりをもてるようなネットワークをつくりたい」という相談を受けたことでした。この地域には、小学校・中学校のほかに、児童館、児童養護施設、母子生活支援施設、子ども食堂、中高生向けの児童館など子どもに関わる機関が多く存在しますが、それらの機関同士が連携して情報共有

することはありませんでした。

コミュニティソーシャルワーカーの呼びかけにより関係機関が集まり、2か月に1回、定期的に連絡会を開催することになりました。連絡会の場では、各機関の取り組みの共有や外部の専門機関を招いた勉強会などもありますが、お互いに関わっている子どもに関して、他機関との連携が必要な事例について情報共有が毎回行われています。学校だから知り得る情報や、民生委員・児童委員だから知り得る情報、子ども食堂だから知り得る情報など、お互いの情報を持ち寄ることで、子どもたちが直面している課題を包括的に理解できますし、同時に子どもたちの強みも見えてきます。

富士見子ども連絡会の発足から2年が経過した頃、小学2年生で掛け算に「九クリニック」の取り組みが始まり、その後「ABCクリニック」も始まりました。連絡会の活動範囲は会議体にとどまりません。

調布市では今のところ子ども連絡会は富士見地域一か所にしかありません。市内全域に同様の会議体をつくるのではなく、あくまでも地域住民や関係機関の発意により生み出されるこうした会議体が、コミュニティソーシャルワーカーなどの専門家を通じて、包括的支援体制の一端を担っています。



コロナウィルスの影響から、お寺(子ども食堂の会場)で集まっています
(調布市社協)

個人の孤立と情報の共有

冒頭で述べたように、情報化社会は個人を膨大な情報と結びつけますが、一方で、個人の生活に関わる情報は他者と共有されることが少なく、個人が孤立してしまうことが少なくありません。インターネットとは別の、地域における情報共有のネットワークが組まれないければ、包括的支援体制は機能しないでしょう。守秘義務を守り、地域住民が安心して生活できるための情報共有の場を地域の中に構築することは各自治体の喫緊の課題といえます。

社協活動 最前線

雲南市 社会福祉協議会

市内のすべての
社会福祉法人と連携・協働し
地域生活課題解決に取り組む
「雲南市社会福祉法人連絡会」



市の中心を流れる斐伊川は、神話の舞台として有名で、桜の名所も多い。春には、毎年各地から多くの観光客が訪れている。

雲南市社協では、市内 14 の社会福祉法人と連携・協働して「くらしの安心を支える 身近でなんでも相談窓口ネットワーク事業」を令和元年 8 月からスタートさせている。ほとんどが 1 法人 1 施設という小規模法人のなか、社協が「連携・協働の場」(プラットフォーム)となり、各社会福祉法人が協力し合うことで地域住民の地域生活課題を解決する取り組みについて取材した。

社協データ

【地域の状況】(令和 2 年 8 月現在)

人口	37,308 人
世帯数	13,737 世帯
高齢化率	39.07%

【社協の概要】(令和 2 年 8 月現在)

理事	14 人
評議員	25 人
監事	3 人
職員数	420 人 (正規職員 132 人、嘱託職員 64 人、パート・登録職員 224 人)

【主な事業】

- 生活困窮者自立相談支援事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 緊急現金貸付事業
- 若者の就労支援事業
- フードドライブ事業
- 自立生活促進備品バンク事業
- 日常生活自立支援事業
- 法人後見事業
- ボランティアセンター事業
- 見守りに資する配食サービス事業
- 地域子育て支援事業
- 地域包括支援センター事業
- 福祉人材育成事業
- 訪問介護事業 (3 か所)
- 通所介護事業 (5 か所)
- 居宅介護支援事業 (3 か所)
- 介護老人福祉施設事業
- 保育所運営事業 (2 か所)

「雲南市社会福祉法人連絡会」の立ち上げ

雲南市社会福祉協議会(以下、市社協)が、「連携・協働の場」(プラットフォーム)となって、市内にある社会福祉法人とネットワークを構築した雲南市社会福祉法人連絡会(以下、連絡会)を立ち上げたのは平成 29 年 3 月のことである。各社会福祉法人が地域に対し使命と役割を果たし、地域における公益的な取組などに取り組みやすくすることを願って発足された。その経緯について、市社協の杉原昭見事務局長は次のように語る。

「きっかけとなったのは、平成 28 年の社会福祉法の改正です。社会福祉法人の『地域における公益的な取組』への責務規定が創設されたわけですが、雲南市内にある社会福祉法人はそのほとんどが 1 法人 1 施設の小規模法人のため、単独で取り組むには、高いハードルがありました。

そこで私たち市社協が旗振り役となり、市内 14 法人の総意により地域活動ネットワークを生み出そうと考えたのです」

連絡会の立ち上げにあたっては、平成 27 年から各社会福祉法人を集めた「地域公益活動」意見交換会、雲南市社会福祉法人連絡協議会設立準備会、同設立準備会世話人会等を何度も繰り返し開催し、一年半の月日をかけて設立総会へ結びついた。

「連絡会への参加はあくまで任意ですが、市内すべての社会福祉法人が趣旨に賛同して加入してくれることになりました。もちろん最初からすべての社会福祉法人が前向きだったわけではありません。しかし、制度や組織の壁を越えて地域住民の役に立ちたいという思いは、どの社会福祉法人も抱いていました。多額の負担を負わず、参加法人が無理なく参加できる活動にするという条件で、話はまとまっていたのです」と、杉原事務局長。

相談窓口のネットワークの構築

連絡会設立後、まず「くらしの安心を支える 身近でなんでも相談窓口ネットワーク事業」(以下、ネットワーク事業)を始めることにした。

「つながる力でアウトリーチ」を合い言葉に、身近な相談窓口として地域住民に貢献するという取り組みである。高齢、障害、児童といった専門分野をもつ各社会福祉法人が相談窓口(55 か所)となり、市社協の総合相談窓口との連携を図ることをめざす。地域福祉部生活支援・相談センターの土屋博紀係長は、次のように語る。

「ここで想定している機能は、二つあります。一つは、各社会福祉法人の利用者やその家族が抱えている『施設では対処困難な困りごと』を市社協の総合相談窓口につなぐ機能、もう一つは、地域住民が生活上の困りごとを身近な地域にある社会福祉

法人に相談できる機能です。各社会福祉法人が相談窓口となることで、地域住民の方々も気軽に相談に行くことができますし、市社協としてもアウトリーチ機能を強化できると考えました」

もちろん市社協では、これまでも



「くらしの安心を支える 身近でなんでも相談窓口ネットワーク事業」の開始式

平成16年に6市町村が合併して誕生した市。「出雲国」の南部にあることから、雲南市の名前がつけられている。総面積の大半が林野で占められる。「地域づくり・生涯学習・地域福祉」を柱とした取り組みを「地域自主組織（住民自治組織）」が主体的に行い、地域・社協・行政による三位一体の活動を展開している。



地元高校美術部の生徒がデザインしたマグネット式ステッカー

総合相談事業を行う通常業務のなかで専門機関へのつなぎを行ってきた。これに加え、ネットワーク事業を通じてより連携・協働の意識を高め、各社会福祉法人において培ってきたノウハウや資源を生かし、積極的に各社会福祉法人との連携・協働を図っていくことができる。また、ネットワーク事業を通じて、新たに児童福祉関係者とのつながりができたことで、市社協としてもさらなる支援の幅を広げることができた。

ネットワーク事業がスタートしてからの相談実績は、令和元年（8月～3月）が32件、令和2年（4月～7月）は14件である。他の社会福祉

法人から市社協へのつなぎは、全体のまだ2割程度にすぎない。しかし金銭に関するトラブルや親族間トラブルなど、「これまでであれば制度の枠にとらわれて、単独では解決できなかった」と好評である。潜在化しがちな制度の狭間のニーズを相談窓口を通じてキャッチし、必要な支援につなぐことができている。新型コロナウイルス感染症の影響により市社協に寄せられる相談件数も増えてきており、今後の発展が期待されている。

地域の防犯活動に協力する「うなんん福祉・安全サポーター活動」

次に連絡会では、参加法人が地域の防犯活動に協力する「うなんん福祉・安全サポーター活動」にも取り組んだ。雲南警察署と連携し、「地域の犯罪ゼロ、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現」をめざした活動だ。

具体的には、社会福祉法人が保有する送迎用全車両（254台）に統一ステッカーを貼り、送迎活動を行いながら地域の子どもや高齢者の見守りを実施する。ステッカーはタテ15cm×ヨコ40cmのマグネット式で、地元高校美術部の生徒に依頼し、ここ数年、営巣地として話題になっているコウノトリをモチーフとしたデザインを作成してもらった。

さらにもう一つ、雲南警察署とは「送迎用等車両を活用した防犯・交通安全に関する協定」も取り交わした。社会福祉法人が保有する128台の車両にドライブレコーダーを搭載し、「動く防犯カメラ」として犯罪発生時の捜査協力を行うというものだ。典型的な中山間地域である雲南市内は、残念ながら防犯カメラの設置台数は非常に少ない。しかしこの協定によって、都市部にも引けを取らない防犯効果が生まれた。

「二つの活動によって、法人内での交通事故が減少するとともに法人連絡会の活動が評価されています。ステッカーや防犯カメラを搭載した車両を運転する人たちが、安全運転を心がけるようになったのが一番大切なことかもしれません。自分たち一人ひとりが地域の防犯活動に参加しているという参加意識を、より強くもてるようになりました」と、総務部の堀江智浩係長。

次世代を担う若い職員同士のネットワーク構築に向けて

連絡会の立ち上げにより、「社協は地域福祉の推進を目的とした団体である」という意識が職員の間で高まったと、杉原事務局長はその効果を語る。

「市社協では、平成28年度に中期経営計画を策定しました。このなかで、社協の経営とは、「地域社会に貢

献するために、組織を継続し成長させていく」ととし、積極化戦略の一つとして『地域生活支援の実践に向けた部門間連携の確立』を掲げました。市社協内の6つの部署の壁を取り払い、総合力を活かしていこうと明記しました。連絡会は、この考え方の延長線上にあるのです。地域にある社会福祉法人がネットワークを構築し、地域住民のためにいっそう連携・協働を図っていく。連絡会の結成をきっかけとして、そんな動きが活発になることを願っています」

今後の課題は、次世代を担う市内の若い職員同士のネットワーク構築である。連絡会に参加する施設長や管理職のメンバー同士の関係は深まりつつあるものの、現場レベルの若い職員同士の交流はまだ少ないのが現状だ。今後は交流の機会をより増やしていくことが、連絡会の発展には欠かせない。そのためにも、インターネットを活用した交流活動に力を入れている。連絡会がウェブカメラなどの必要な機器を整備し、参加法人すべてが、オンライン会議に参加できるように進めている。さまざまな社会福祉法人に所属する次世代を担う若い職員たちがオンラインで気軽に交流し、お互いに地域社会に貢献する意識が高まれば、連絡会の「ネットワーク事業」はさらに発展していくことだろう。

連載 第5回

ジモトでつながる 災害ボランティアセン

平時のつながりから生まれた震災直後のさまざまな支援

茨木市社会福祉協議会

被害の概要と災害VC設置まで

平成30年6月18日午前7時58分、大阪北部を襲った地震はマグニチュード6・1、最大震度6弱を観測した。茨木市内では人的被害は少なかったものの、住宅約1万3千棟に被害が出た。

市災害対策本部からの設置要請を受け、発災翌日の6月19日、茨木市社会福祉協議会（以下、市社協）の会議室に災害ボランティアセンター（以下、災害VC）を立ち上げた。

過去に実施した災害VC運営シミュレーション訓練も踏まえながら、センターを設置し、並行して行政や地区福祉委員会、民生委員協議会などの協力を得ながら市内の被害状況を把握し、あわせてボランティア募集の広報を行った。

幸い公共交通機関への影響は少なく、週末に多くのボランティアが来所することを想定し、市社協が入る建物である福祉文化会館1階フロアに災害VCを移動した。

発災翌日につけた ボランティア支援の手

発災翌日、市社協からの呼びかけやマスコミ報道等を見て集まった青年会議所、学生ボランティア団体、プロボノ（専門性を活かしたボランティア）団体や個人ボランティアなど約40名が集まった。

市内の被害状況から屋根の損壊や家具の転倒などが想定され、被災地でのボランティア経験のあるプロボノ団体からは、必要な支援物資やブルーシート張りのノウハウ、さらに現地調査に

関するアドバイスをいただき、約800件もの相談に対応することができた。また、災害VC運営シミュレーション訓練に参加したことのある個人ボランティアにはその運営をお願いし、青年会議所には、地元住民との独自のつながりを活かし、土地勘のないボランティアを速やかに現地まで誘導したり、センター運営に必要な支援物資等を提供していただいた。学生ボランティア団体には、若さと機動力を活かして市内全域に依頼したい内容を書き込めるチラシのポスティングを行い、あわせて被災者に直接ニーズをうかがう調査等をお願いした。

設置2日目以降も、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議、大阪府内外の社協職員、日本赤十字社、災害関係NPOスタッフなどが災害VCの運営支援を行い、また茨木市内の福祉施設や諸団体からボランティアを現地まで送迎したり、車椅子利用者を送迎できる車輛や運転手の提供を受けた。

被災地社協として初めての運営で戸惑うことも多かった。どうすればうまくコーディネートできるかなど、毎日の活動終了後のミーティングで検討してアドバイスをいただき、部門ごとの支援方法を改めながら災害VC運営を行い、結果として

2000件以上のニーズに延べ6000人以上のボランティアで対応することができた。

こうした支援が実施できたのは、平時の社協活動におけるネットワークの構築や、プロボノ団体に関してはOCN（おおさか災害支援ネットワーク）を通じて顔の見える関係性を持っていたからであり、あらためて平時からそれぞれの役割を把握し、いざという時に助け合える関係性を築いておくことが大切だと感じることもあった。

（次号に続く）



災害 VC の様子

令和2年7月豪雨災害被災地社協への支援について

令和2年7月豪雨災害では九州地方を中心に全国的な被害が発生し、多くの社協関係者の皆様が被災地支援に携わっています。被災地における1日も早い復興を祈念するとともに、この間の被災地社協への支援状況について報告します。

令和2年7月豪雨災害における社協職員の応援派遣

令和2年7月豪雨災害の被災地では、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、復旧に向けた活動が続けられています。これまでに7県27市町村に災害ボランティアセンターが設置され、9月15日までのボランティア数は41,520人となっています。

8月4日、全社協では、令和2年7月豪雨災害における被災地支援・災害ボランティアセンターの状況と今後の対応の共有を図るため、「災害対応ブロック幹事県・市社協会議」を開催し、令和2年7月豪雨災害の支援状況の情報共有と今後について協議を行いました。

会議のなかで、九州ブロックの幹事県からの応援職員派遣の要請を受け、8月15日～31日の期間、中国ブロック、四国ブロックから各2名ずつ熊本県へ応援職員を派遣しました。

支給先 (社協)	支給額
山形県	600,000 円
岐阜県	300,000 円
島根県	300,000 円
福岡県	400,000 円
熊本県	1,300,000 円
大分県	500,000 円



災害ボランティアセンターのオリエンテーション

福祉救援活動資金の支給

地域福祉推進委員会では、令和2年7月豪雨災害における福祉救援活動資金として、6県社協に総額340万円を支給しました。

社会福祉の総合情報誌 月刊福祉



社会福祉の新しい方向を探る総合月刊誌。社会福祉をめぐる諸課題、制度・政策の動きや地域におけるさまざまな実践事例などの最新情報を紹介しています。福祉関係者必読の情報誌です。

毎月6日発売

定価 本体971円(税別)
●B5判・104頁 ●送料300円
※10冊以上購入・定期購読の方は
送料サービス



詳細はコチラ!

特集

SDGsは福祉に 何をもたらすか

※SDGs(エスディーゼーズ): Sustainable Development Goals
(持続可能な開発目標)

2015年に国連サミットで採択されたSDGsは、日本においても福祉を含むすべての分野において、活動の指針となり得るものです。地球全体の持続可能性が問われているなかで、福祉関係者は、誰一人取り残さない支援を実現するために、今後どのようにSDGsを組み込みながら事業を展開していく必要があるかを考察します。

多くの社協で愛読されている信頼と実績の福祉の総合月刊誌

[2020年 特集タイトル]

8・9月号 福祉現場で安全・安心に働くこととは

7月号 困難に直面する女性への支援

6月号 ボランティアの潮流

5月号 居住支援のこれから

4月号 認知症の今

3月号 子どもの権利をいかに守るかー社会的養護のこれから

2月号 社会福祉法人の連携・協働

1月号 高齢者の生きがいと安心を支える

[2019年 特集タイトル]

12月号 ひきこもりの人への理解と支援

●お申込みは、書店・都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■全社協出版部 受注センター■
受注 TEL 049-257-1080 FAX 049-257-3111
専用 E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係図書検索・注文ができる
ホームページ <https://www.fukushinohon.gr.jp>
※クレジットカード決済にも対応

2020年9月号 令和2年10月9日発行

編集 全国社会福祉協議会 地域福祉部

発行所 地域福祉推進委員会 <https://www.zcwvc.net/>
東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858

代表者 川村 裕
編集人 高橋 良太

定価 200円(税別)

デザイン・印刷 三報社印刷株式会社

編集後記

9月まで倍返しでおなじみの日曜ドラマ「半沢直樹2」を見ていました。ドラマの舞台は銀行ですが、主人公(半沢)がさまざまな壁に立ち向かう姿に刺激を受けました。特に第4話の「客のため、ひいては世の中のために仕事をする大原則を忘れた時、人は自分のために仕事をす

る」「どんな会社においても、どんな仕事をしていても、自分の仕事にプライドを持って日々奮闘し、達成感を得ている人のことを、本当の『勝ち組』というのじゃないか」という半沢のセリフが突き刺さりました。果たして今の自分はどうなのか。問い続けていくことが大切ですね。(村)

ともに歩もう!

社会福祉法人

第5回



みんなの「生きる」を
社会福祉法人

協力 全国社会福祉法人経営者協議会



さわむら あゆり 澤村 安由里氏 (社会福祉法人山路福祉会業務執行理事/特別養護老人ホーム山路園施設長)

兵庫県社会福祉法人経営者協議会理事、兵庫県老人福祉事業協合理事、丹波市社会福祉法人連絡協議会会長、兵庫県社会福祉法人連絡協議会代表者連絡会会長

「ほっとかへんネット丹波」の活動

兵庫県内には、社協を含む社会福祉法人が連携して地域課題に取り組む「ほっとかへんネット〇〇(地名)」(社会福祉法人連絡協議会)があります。現在、県下49市区町のうち33か所で設立・活動しています。これは、平成28年の社会福祉法の改正にともない責務化された「地域における公益的な取組」に、複数法人が連携して取り組む目的で設立されました。

平成27年「ほっとかへんネット丹波」が設立されました。設立に際し、行政(丹波市)との情報交換を重ね、設立後も定期的に、地域課題の共有や要望、実践可能なことなどの擦り合わせ等を行っています。社協は会の事務局としての役割を担っています。

丹波市には、人口減少、高齢者のみ世帯の増加、福祉人材不足等々の地域課題があります。丹波市内には高校卒業後、進学できる学校は看護学校のみで、それ以外は、進学のために市を出ていきます。保育や介護の資格取得に進学しても学校の近隣や実習先の施設に

就職してしまう学生がほとんどでした。福祉人材確保として「高校生施設見学ツアー」や「就職フェア」を行っていますが、それだけでなくUターンしてもらえ仕組みが欲しいと、市内の福祉施設に就職した市民に奨学金の返済を一部補助する「丹波市奨学金返済支援補助金」を創設してもらいました。その結果、市内の福祉施設に就職する学生が少しずつ増えています。「女性有資格者人材バンク」や「福祉人材確保家賃補助金」等も創設してもらいました。

これらの施策提言のほかに、施設種別を超えてどんな相談もお聞きし、連携して対応する相談窓口「よろずおせっかい相談所」も行っています。「福祉避難所」や「子ども食堂」への取り組みや研修などもしています。地域の福祉ニーズの一部に関わり始めたばかりですが、丹波市が「住みたい街・住み続けたい街」になるために、法人連携の強みを生かし「ほっとかへんネット丹波」で微力ながら支援できれば嬉しく思います。

社協との 連携・協働 の思い

地域共生社会の実現のために

制度福祉サービスの提供をもって福祉を実践していると錯覚し、地域の福祉課題が目の前にあったのに何もしてこなかった自分を恥ずかしく思います。地域福祉に対して無知であったとともに、地域に関わる前は、地域福祉は社協の担当、施設福祉は社会福祉法人の担当のようなイメージを漠然ともっていました。「ほっとかへんネット丹波」での活動を通して地域を知り、本当の福祉を模索しています。

県内で「ほっとかへんネット」の設立支援をしていると、地域福祉の先輩である社協が会の強い牽引力をもっている地域とそうでない地域とで、活動に大きな違いを感じます。災害支援や子どもの貧困、社会的孤立等々の地域課題に何か役に立ちたいという福祉マインドはどの社会福祉法人も皆もっていますが、地域に対する取り組みのノウ

ハウはまだまだ未熟だと思います。社協が遠慮なく社会福祉法人に地域共生社会の実現のために連携・協働を求めてくださることを切に期待します。



困っている人を決して見過ごさないという思いを表現した「ほっとか騎士(ナイト)」は兵庫県の形をデザイン化したロゴマーク

